

助教師になるには

（助教師養成講座・別開五重相伝について）

僧籍登録をした方で、助教師養成講座全課程を修了し、別開五重相伝を成満することにより、助教師に叙任されます。

期間は3週間を2期に分けて開催し、第2期修了後に別開五重相伝に入行することになります。

受講資格

第1期 義務教育を修了した18歳以上の者。僧籍登録を済ませている者。

第2期 第1期を修了した者。

別開五重相伝 第2期を修了した者。

講座期間

第1期 行学併修の道場形式で行います。（2週間）

第2期 行学併修の道場形式で行います。（1週間）

別開五重相伝 第2期に引き続き入行いただきます。（1週間）

※別開五重相伝については総本山知恩院にて開筵予定

注意事項

- (1) 僧籍登録を完了していない方は、助教師養成講座を受講することができません。
- (2) 所定人員に満たない場合は、開設・開筵しない場合があります。
- (3) 詳細につきましては、『浄土宗宗報』・『和合』に掲載される告示および開催のお知らせをご覧ください。
- (4) 別開五重相伝に入行される方は、申請書に必ず誉号を記入してください。

提出書類

- (1) 助教師養成講座願書兼別開五重相伝入行許可申請書

※道場提出用には申請前3ヵ月以内に撮影した写真（3×3cm）を貼付

- (2) 健康診断書（3ヵ月以内に発行されたもの）
- (3) 受講に関する自己申告書兼師僧所見票
- (4) 身元（身分）証明書（3ヵ月以内に市区町村役場で発行されたもの）、ただし18歳未満の方は必要ありません。

※別開五重相伝申請時に必要

※身元（身分）証明書は、本籍地の役場にて発行される「破産宣言、被補佐人（後見人）、禁治産の宣告を受け付けない」証明です。

【注】申請書は4枚1組で、申請書および道場提出の入行願書を宗務庁にご提出ください。

必要経費

第1期 90,000円

第2期 40,000円

別開五重相伝 80,000円

※第2期修了後、引続き別開五重相伝に入行予定の方は、別開五重相伝道場冥加との合計（120,000円）をご入金ください。

本申請書は取り出しサービスはございません

お問い合わせ

教学部 〒605-0062 京都市東山区林下町 400-8

TEL 075-525-0480 FAX 075-531-5105